

お知らせ

市有財産（土地）を公売します

【総務課】

市有財産を一般競争入札で公売します。

▶土地

所在地	地目	面積	最低価格 (税抜き)
高野口町小田 659番13	宅地	348.98㎡	5,572,000円
高野口町名古屋 1141番3	宅地	220.23㎡	1,750,000円

▶建物等解体条件付土地

所在地	地目	面積	最低価格 (税抜き)
隅田町中島 144番2他1筆	宅地 他	4,894.49㎡	4,179,000円

▶入札参加方法・参加資格

詳しくは、売却要項をご覧ください。売却要項は11月5日(火)から、総務課の窓口と市ホームページから入手できます。

▶申込期間 11月5日(火)～11月20日(水)
(土・日曜、祝日を除く)

▶入札日 11月29日(金)

- 問 ●申込み・入札に関すること
総務課 契約検査係 ☎33-1218
- 売却物件に関すること
総務課 総務管理係 ☎33-3720

和歌山県最低賃金が改定されました

【産業振興課】

10月1日から最低賃金が980円（時間額）に改定されました。詳しくは下記へお問い合わせください。
問和歌山労働局労働基準部賃金室 ☎073-488-1152

管理や処分に困っている不動産、
譲渡しませんか？

【建築住宅課】

「橋本市空家バンク制度」を通じて、空家の情報を市のホームページに掲載し、活用希望者を募集することができます。賃貸や売却だけでなく、売れない状態の空家を無償または1万円未満の価格で希望者に譲るためのマッチングも行います。ぜひ空家バンクにご登録ください。

特定の要件に該当する物件を譲り受け、住居を新築および定住する若者世帯に最大70万円を助成する制度もあります。

詳しくは市ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

問建築住宅課 ☎33-1115



児童虐待防止推進月間

【子育て世代包括支援センター】

虐待は子どもの心身のすこやかな成長や発達に深刻な影響を与えます。子どもの様子がおかしいと思ったら、何かが起こるその前に、すぐ通報してください。

通報・相談は匿名で行うことができ、連絡した人やその内容についての秘密は守られます。

▶児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189（通話料無料）

問子育て世代包括支援センター ☎33-0039

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の
開設について

【市民課】

▶日時

- 11月8日(金) 17:30～20:00
- 11月10日(日)・24日(日) 9:00～15:00

▶場所 市民課

▶その他

マイナンバーカードの申請サポートも行なっています。なお戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

問市民課 住民係 ☎33-1131

訪問購入のトラブルが増えています

【消費生活センター】

業者が自宅に来て物品などを買取る「訪問購入」。「割れたコップでも買取る」「困っている人の役に立つ」という電話を受けて来訪を了承したところ、「貴金属はないか？」としつこく居座られ、安く買取られるというトラブルが起きています。

▶被害に合わないために

- 購入業者の来訪を安易に承諾しない。
- 訪問前に、購入業者の名称と買取ってもらう物品をしっかりと確認する。
- 買取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断る。
- 売るときは契約の書面を受取り、クーリング・オフができることなどが書いてあるか確認する。

※クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒否することができます。

問消費生活センター ☎33-1227



農業集落排水事業について

【下水道課】

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全などのため浄化センターを設け、農村生活環境の改善を目的として行なわれています。

市では、高野口町上中・下中地区（九重の一部を含む）、西川地区（高野口町嵯峨谷・大野の一部を含む）の2カ所で汚水を処理しています。

当該地区にお住まいの人で、未接続の人は早期に接続してください。

問下水道課 ☎33-3160

環境

事業系ごみは「ごみステーション」には
出せません

【生活環境課】

会社や飲食店など、事業活動に伴って排出される廃棄物を「事業系ごみ」といいます。事業系ごみは事業者自らの責任で適正に処理することが義務付けられています。事業系ごみを「ごみステーション」に出すことは禁止されており、不法投棄にあたります。

家庭から出たものでないごみは、NPO（非営利組織）や宗教法人などであっても事業系ごみとなります。

▶事業系一般廃棄物の処理について

事業系一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、事業者自らが広域ごみ処理場（エコライフ紀北）へ直接搬入してください。詳しくは市ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

▶産業廃棄物の処理について

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して処理してください。詳しくは橋本保健所（☎42-3210）へ問合せください。

問生活環境課 環境企画係 ☎33-3702



野外焼却（野焼き）は禁止されています

【生活環境課】

「近所でごみを燃やされて、煙や臭いがひどくて困る」などの苦情が多く寄せられています。ごみを燃やすと煙や悪臭により生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生により健康にも悪影響を及ぼします。また、火災発生の危険も伴うため、野外焼却は絶対にやめましょう。

家庭や事業所から出たごみの野外焼却は法律により禁止され、違反者に対して5年以下の懲役もしくは1千万円（法人の場合は3億円）以下の罰金またはこの併科に処せられる場合があります。

問生活環境課 生活衛生係 ☎33-6100

橋本市民会館が閉館します

市民会館は昭和43年に開館し、今年で56周年を迎えますが、施設の老朽化に伴い令和7年3月31日をもって閉館することとなりました。長年ご利用いただきました皆さんには、厚くお礼申し上げます。 【総務課】



蛇口の閉め忘れに
ご注意ください！

最近、宅内や散水栓などの蛇口の閉め忘れにより水道料金が高額となる事例が発生しています。

蛇口の閉め忘れによる水道料金の増加は減免の対象となりません。水道水の使用後は、水が止まっているか確認してください。

問水道経営室(水道サービスセンター) ☎33-2860

健康講座「働きざかりの健康のはなし」～気になる歯のこと 睡眠のこと～

「仕事で忙しく、お口の健康を振り返る時間がない」「快適な睡眠のとり方を知りたい」そんな皆さんに贈る健康講座です。

【いきいき健康課】



- ▶日時 11月25日(月) 13:30～16:00
- ▶場所 伊都振興局
- ▶対象 橋本・伊都管内在住・在勤者など
- ▶内容 ①歯あわせlife～おいしく 楽しく 健康に～
②働きざかりの快眠教室
～眠る力を引き出す方法～
※動きやすい服装でご参加ください。

- ▶定員 先着40人
- ▶受講料 無料
- ▶申込み 11月11日(月)までに下記へ電話、ファクス、Eメールいずれかで申込み。
- 問橋本保健医療圏地域・職域連携推進協議会（橋本保健所内）☎42-5440 ファクス42-0886
Eメール e1303311@pref.wakayama.lg.jp